別表第二　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（廃棄物管理の事業の許可の申請） **第二条**　法第五十一条の二第三項の申請書（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。 一　法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載すること。 二　法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。 ［イ～ト　略］ 三　法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法については、次の区分によつて記載すること。 ［イ・ロ　略］ 四　法第五十一条の二第三項第六号の廃棄物管理施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。 ［2・3　略］ （変更の許可の申請） **第三条**　令第三十三条の変更の許可の申請書（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。 一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載し、同項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては前条第一項第三号に掲げる区分によつて記載すること。 二　［略］ ［2・3　略］	（廃棄物管理の事業の許可の申請） **第二条**　法第五十一条の二第二項の申請書（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。 一　法第五十一条の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量については、廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載すること。 二　法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。 ［イ～ト　同上］ 三　法第五十一条の二第二項第四号の廃棄の方法については、次の区分によつて記載すること。 ［イ・ロ　同上］ 四　法第五十一条の二第二項第六号の廃棄物管理施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。 ［2・3　同上］ （変更の許可の申請） **第三条**　令第三十三条の変更の許可の申請書（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。 一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載し、同項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第二項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては前条第一項第三号に掲げる区分によつて記載すること。 二　［同上］ ［2・3　同上］

別表第三　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後	改正前
特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 （特殊な方法による施設） **第二条**　この規則の規定によらないで特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を施設することにつき特別の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認可を受けて、この規則の規定によらないで特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を施設することができる。 2　［略］ （火災等による損傷の防止） **第三条**　特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が火災又は爆発の影響を受けることにより特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設しなければならない。	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 （特殊な方法による施設） **第二条**　この規則の規定によらないで特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を施設することにつき特別の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認可を受けて、この規則の規定によらないで特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を施設することができる。 2　［同上］ （火災等による損傷の防止） **第三条**　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が火災又は爆発の影響を受けることにより特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設しなければならない。